

# 東京都高等学校体育連盟規約

## 第1章 名称及び事務所

第1条 本連盟は東京都高等学校体育連盟と称する。

第2条 本連盟の事務局を新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第二本庁舎15階におく。

## 第2章 目的

第3条 本連盟は都内高等学校における体育・スポーツ活動の振興と高等学校生徒の健全な育成を図ることを目的とする。

## 第3章 事業

第4条 第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 高等学校における体育・スポーツ大会の開催
- (2) 高等学校に係る体育・スポーツに関する調査・研究
- (3) 関係諸団体との連絡・調整・連携
- (4) 高等学校体育・スポーツに関する審議会の開催
- (5) その他本連盟の目的達成に必要な事項

## 第4章 組織

第5条 本連盟は都内高等学校及び中等教育学校後期課程の運動部をもって組織する。

第6条 本連盟に次の専門部をおく。なお、運営の円滑化をはかるため、必要に応じて男女別専門部を設けることができる。ただし、各専門部規程は別に定める。

1 陸上競技	(男)	2 陸上競技	(女)
3 体操	(男)	4 体操	(女)
5 バスケットボール	(男)	6 バスケットボール	(女)
7 バレーボール	(男)	8 バレーボール	(女)
9 ソフトテニス	(男)	10 ソフトテニス	(女)
11 ソフトボール	(男・女)	12 スキー	(男・女)
13 スケート	(男・女)	14 卓球	(男)
15 卓球	(女)	16 軟式野球	(男)
17 ラグビー	(男・女)	18 サッカー	(男・女)
19 ハンドボール	(男・女)	20 アメリカンフットボール	(男)
21 バドミントン	(男・女)	22 柔道	(男・女)
23 剣道	(男・女)	24 水泳	(男・女)
25 相撲	(男)	26 弓道	(男・女)
27 レスリング	(男・女)	28 ホッケー	(男・女)
29 テニス	(男・女)	30 ウエイトリフティング	(男・女)
31 登山	(男・女)	32 ボクシング	(男・女)
33 ローイング	(男・女)	34 自転車競技	(男・女)
35 ライフル射撃	(男・女)	36 フェンシング	(男・女)
37 空手道	(男・女)	38 アーチェリー	(男・女)
39 なぎなた	(男・女)	40 少林寺拳法	(男・女)
41 チアリーディング	(男・女)	42 定時制・通信制部	
43 研究部			

第7条 本連盟は事業遂行のため、理事会の承認を得て各種委員会をおくことができる。  
なお、委員会の名称、目的、委員の定数その他必要事項は理事会で定める。

## 第5章 役員・その他

第8条 本連盟に次の役員をおく。

会 長 理事会の推薦による。

副 会 長 理事会の推薦による。

理 事 長 会長の推薦による。

副理事長 会長の推薦による。

理 事 各専門部長・副部長（2名以内）及び理事会の推薦を受けた者をあてる。

常任理事 理事より各専門部1名を選出する。

監 事 理事会の推薦による。

評 議 員 加盟校の校長及び理事会の推薦を受けた者をあてる。

第9条 本連盟に名誉会長・顧問・参与をおくことができる。

名誉会長は、本連盟構成員が全国高等学校体育連盟会長に推薦された場合にあてる。

また、顧問・参与は理事会の推薦による。

第10条 本連盟は各専門部に下記の役員をおく。

部 長 各専門部の推薦によって会長が委嘱する。

副 部 長 各専門部の推薦によって会長が委嘱する。

監事（会計監査） 監事（会計監査）は専門部長が委嘱する。

常任委員 各専門部の必要に応じて常任委員をおくことができる。

常任委員は専門部長が委嘱する。

委 員 1 加盟校の教諭

2 その他必要に応じて委員をおくことができる。

第11条 役員は加盟校の理事・校長・副校長・教頭・主幹教諭・主任教諭および教諭、非常勤職員の職にある者があたる。

役員の任期は各2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠によって就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

第12条 役員の任務は次のとおりとする。

(1) 会長は本会を統括する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときはこれを代行する。

(3) 理事長・副理事長は会務の執行にあたる。副理事長のうち1名は事務局長を兼務する。

(4) 理事は会務を処理する。

(5) 監事は会計を監査する。

(6) 評議員は重要事項を審議する。

(7) 専門部長は当該専門部を統括する。

(8) 副部長は部長を補佐し当該専門部の統括を掌る。

(9) 委員及び常任委員は当該専門部の部務を掌る。

なお、顧問は重要事項に関し必要に応じ会長の諮問に応ずる。

参与は必要に応じて顧問に協力する。

## 第6章 会議

第13条 理事会は、毎年4月に開催し、本部及び各専門部より提出した原案に基づき当該年度の行事及び予算・決算その他の事項を協議する。

常任理事会は、必要に応じ随時会長が招集する。常任理事会の議長は会長とする。

第14条 評議員会は毎年4月に開催し、重要事項を審議決定する。

評議員会は2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

ただし、委任状は認める。会議の議決は多数決による。同数の場合は議長が裁決する。

## 第7章 会計

第15条 本連盟の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

第16条 加盟運動部はそれぞれ本部費及び各専門部費を納入するものとする。  
その額は理事会が定める。

第17条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第8章 事務局

第18条 本連盟の事務を処理するための事務局を設け、事務局長その他必要な職員をおく。  
事務局に関する規程は別に定める。

## 第9章 指導規程

第19条 本連盟に所属する生徒及び指導者が事故または不祥事を起こした場合は、全国高体連の指導規程に準じて指導をおこなう。

### 附 則

1) 本規約は理事会の議決によらなければ変更することができない。

2) 本規約は昭和23年9月23日より発効

昭和58年4月23日	第一次改定	平成20年4月19日	第十二次改定
昭和59年4月20日	第二次改定	平成21年4月18日	第十三次改定
昭和61年4月18日	第三次改定	平成24年4月21日	第十四次改定
昭和63年4月21日	第四次改定	平成25年4月20日	第十五次改定
平成4年4月30日	第五次改定	平成26年4月19日	第十六次改定
平成5年4月27日	第六次改定	平成27年4月19日	第十七次改定
平成11年4月30日	第七次改定	平成31年4月13日	第十八次改定
平成12年4月28日	第八次改定	令和2年4月21日	第十九次改定
平成15年4月25日	第九次改定	令和4年4月28日	第二十次改定
平成18年4月22日	第十次改定	令和6年4月13日	第二十一次改定
平成19年4月21日	第十一次改定		

※今年度加盟費は10,000円とする。(定時制・通信制部会は別途定める)